

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「暗号通貨の保有」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 はやし よしお
林 良生

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から 2019 年 3 月に公表されたアジェンダ決定案「暗号通貨の保有」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、2019 年 4 月にコメント・レターを送付している。

IFRS-IC は、国際会計基準審議会（IASB）からの依頼¹を受け、企業が暗号通貨（cryptocurrencies）²を保有している場合に適用される会計基準を説明する本アジェンダ決定案を公表した。本アジェンダ決定案では、主に次の内容が示されている。

- a. 暗号通貨は、IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）における無形資産の定義を満たす。
- b. 暗号通貨は、金融資産の定義を満たさない。
- c. 暗号通貨が通常の事業の過程で販売を目的として保有される場合は、IAS 第 2 号「棚卸資産」（以下「IAS 第 2 号」という。）が適用される。
- d. IAS 第 2 号が適用されない場合には、IAS 第 38 号が適用される。

当委員会は、本アジェンダ決定案で示された既存の IFRS 基準の適用方法に関する解釈については同意できると考えた。

しかしながら、活発な市場を有する暗号通貨が保有される場合については、純損益を通じて公正価値で測定すること（FVTPL）が、一般的に財務諸表利用者に対し最も目的適合性のある情報を提供すると考えられ、既存の IFRS 基準をそのまま適用した場合には、財務報告の目的適合性の観点からは適切な帰結にはならない可能性がある³と考えた。

当委員会は、IASB 及び IFRS-IC が、これまで様々な会議で本論点への対応方法について議論し、基準の修正を時期尚早であると判断した検討経緯については理解しているものの、一定の活発な市場を有する暗号通貨については、暗号通貨の社会的影響及び他のプロジェクトとの基準開発の優先順位を考慮の上、時期を失せず、FVTPL で測定されるように IFRS 基準の修正を行う必要があると考えている旨のコメント・レターを提出した。

1 IASB は、2018 年 11 月の IASB ボード会議において、IFRS-IC に対し、企業が既存の IFRS 基準をどのように適用するのかを説明するアジェンダ決定の公表を検討するよう依頼することを決定した。

2 本アジェンダ決定案では、暗号通貨は次の特徴を有する暗号資産（cryptoassets）の部分集合として記載されている。

- ✓分散台帳に記録され、セキュリティーのために暗号を使用するデジタル又は仮想の通貨
- ✓国家機関その他の者が発行するものではないもの
- ✓保有者との間の契約を生じさせないもの

3 本アジェンダ決定案に従った場合、販売を目的とせず暗号通貨を保有する場合には、IAS 第 38 号を適用し、原価モデル又は再評価モデルにより測定することが要求される（FVTPL では測定されない）ことになると考えられる。